

気象警報発表時の休館等の判断基準について

与謝野町内社会教育・体育施設、文化施設（※施設名称は下記「与謝野町内社会教育・体育施設・文化施設一覧」参照）では、気象警報発表時、警戒レベルに合わせて下記のとおり対応いたします。

警戒レベル	避難情報	社会教育・体育施設 (地域公民館・図書館・ 体育館・グラウンド)、文化 施設
5	緊急安全確保（与謝野町） 命が危険な状況	休 館
4	避難指示（与謝野町） 避難行動を開始する段階	休 館
3	高齢者等避難（与謝野町） 避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する段階	休 館
	大雨・洪水・暴風警報（気象庁）	開 館
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	開 館
1	早期注意報（気象庁）	開 館

【高齢者等避難以上の避難情報発表後】

○図書館、文化施設は8：00の時点で警報等の発表が継続していた場合、午前中休館とします。

また、11：00の時点で警報等の発表が継続していた場合、1日休館とします。

○社会教育・体育施設は下記の基準時間時点の警報の継続状況により、判断します。（詳しくは下記例1～4をご参照ください。）

対象となる施設	半日（午前）	半日（午後）	夜間
社会教育・体育施設 (地域公民館、体育館、グラウンド)	8：00	11：00	16：00

例1) 8：00までに警報が解除になった場合

図書館、社会教育・体育施設、文化施設すべて1日開館

例2) 8：00以降11：00までに警報が解除になった場合

図書館、社会教育・体育施設、文化施設すべて午前休館、午後・夜間（夜間は図書館を除く社会体育・体育施設）開館

例3) 11:00以降16:00までに警報が解除になった場合

図書館、文化施設は1日休館。社会教育・体育施設は午前・午後休館、夜間開館

例4) 16:00以降に警報が解除になった場合

社会教育・体育施設、文化施設すべて1日休館